

## 參考資料

---

# 経済団体からの主な意見（総論）①

## 1. 手続・様式の共通化

### 調達に関する一連の手続

- **調達関連手続の全ての段階における手続・様式を標準化**すべき。（日本商工会議所）
- **政府調達における「調達ポータル」も参考に、調達情報や落札実績情報の検索、資格申請、入札、契約等の手続を一本化し、全ての手続をオンラインで利用可能なものとする**ことが必要。（新経済連盟）

### 入札参加資格審査手続

- **入札参加資格審査申請に関する手続・様式を標準化**するとともに、申請や書類提出をデジタル完結すべき。（日本商工会議所）
- 入札参加資格審査について、以下のとおりとすべき。（日本経済団体連合会）
  - 案① **基本的な入札参加資格要件を共通化**し、全省庁統一資格のように一度の申請で、全地方公共団体に登録できる**入札参加資格を国等が認定**。
  - 案② **全省庁統一資格をもって調達参加資格を付与**。
  - 案③ **基本的な入札参加資格要件を共通化して国等が点数化し、地方公共団体ではその点数を活用して入札参加資格のランク付け**。
- ※ このとき、地方公共団体は原則として追加の要件を設定することなく、国等の認定結果をそのまま採用すべき。
- 入札参加資格審査申請に**必要な基礎的資料については**、ポータルサイトへの登録などで共有化もしくは**一元化**して、同じ手間の繰り返しをせずに済むようにすべき。（全国中小企業団体中央会）
- **基本的な必要様式、記載内容を統一化し、地方公共団体が地域の実情に応じて追加書類のデータを徴求**する仕組みを構築。（全国商工会連合会）

### 留意事項

- 業務の一部分のみを標準化・電子化しても、かえって地方公共団体の業務を煩雑化することになりかねず、一連の手続を一気通貫で検討する必要があるのではないかと。（全国商工会連合会）
- 標準化については、以下のことに留意が必要。（全国商工会連合会）
  - ・ **地域の小規模事業者が入札から排除されかねない**。
  - ・ 地方公共団体の自治や主体性を活かすためには、**地方公共団体ごとの評価や加点要素を残す等、柔軟に運用できることが重要**。
  - ・ **標準化すべき事項について精査が必要**。
  - ・ 誰のため（入札等の参加する事業者のためなのか、地方公共団体のためなのか）に実施するのかを明確にする必要。標準化は、複数の地方公共団体の入札等に参加する中堅以上の事業者からの要望であり、中小・小規模事業者に裨益するものではない。

# 経済団体からの主な意見（総論）②

## 2. 手続の電子化・オンライン化

### 手続の電子化・オンライン化

- **申請のデジタル完結、ワンスオンリーの徹底**などの取組をデジタル庁とも連携しながらさらに加速させるべき。（日本商工会議所）
- 入札参加資格審査申請に必要な書類の簡素化のため、入札参加資格を国等が認定する場合、必要資料は国等に提出することとし、申請をデジタル完結すべき。（日本経済団体連合会）
- 全地方公共団体が**電子入札に対応**すべき。**電子契約の導入を推進**するとともに、**押印廃止**を徹底すべき。（日本商工会議所）

### 共通基盤の整備

- 都道府県単位の電子入札共同システムに域内の全地方公共団体が参加することにより、事業者が一括してデジタルで申請できるようにすべき。また、納税証明書・使用印鑑届など、**一度行政機関に提出した情報については、電子入札共同システム上での共通利用を可能とし、**何度も提出が求められることがないよう、**ワンスオンリーを徹底**すべき。（日本商工会議所）
- 入札参加資格審査申請に必要な書類の簡素化のため、法人情報、納税状況、落札実績等、国や地方公共団体が保有している情報は情報連携により提出を省略。デジタル臨時行政調査会の法人基本情報データのベース・レジストリの整備と連携し、ワンスオンリーを徹底。（日本経済団体連合会）
- 厚生労働省の「食品衛生申請等システム」のように、**国において地方公共団体への申請等に利用できる統一的な共通システムを整備**し、標準化の加速、UI/UXの向上等を図るべき。（新経済連盟）
- **国の「調達ポータル」も参考に、調達情報や落札実績情報の検索、資格申請、入札、契約等の手続を一本化し、全ての手続をオンラインで可能**なものとするべき。（新経済連盟）
- 入札参加資格審査**申請に必要な基礎的資料は、ポータルサイトへ登録し共有化・一元化**するとよい。（全国中小企業団体中央会・再掲）
- **事業者がクラウド上に書類データや標準項目をアップロード**しておき、地方公共団体が必要に応じてダウンロードする仕組みを構築。（全国商工会連合会）

### 留意事項

- 業務の一部のみを標準化・電子化しても、かえって地方公共団体の業務を煩雑化することになりかねず、一連の手続を一気通貫で検討する必要があるのではないか。（全国商工会連合会）
- 標準化・電子化に当たっては、既に電子化している地方公共団体との丁寧な調整や対応が必要である。（全国商工会連合会）
- 電子化に対応できない事業者の受注機会が喪失する。（全国中小企業団体中央会）

# 経済団体からの主な意見（入札参加資格審査手続）①

## 1. 現状と課題

### 申請項目等についての主な意見（フロー①関係）

- 地方公共団体ごとに**様式（記載・入力項目）**や**必要書類の種類が異なる**ため、対応の違いがその都度生じて業務が煩雑化。
- **必要書類が多く、団体ごとに異なる**。電子化されたとしても、手続が煩雑で、リソースが限られるスタートアップでは、その準備が大きな負担。
- **業種や営業品目の区分が団体ごとに異なる**ため、どの区分に希望をしてよいのかが分からない。申請項目だけでなく、**業種等の統一も必要**。

### 申請方法についての主な意見（フロー①関係）

- **地方公共団体ごとに申請時期や期間（4月・10月等）が異なる上、資格の有効期間（2年・3年等）も異なる**ため、それぞれのホームページ等を巡回して申請の時期や方法を確認することが必要。
- 団体ごとに**提出締切や必着等の要件が異なる**。
- 地方公共団体によっては、**申請の受付が随時行われていない**。
- **資料を郵送・持参**させる団体が多い。電子媒体での提出もメールではなく、**CD-ROM等の物理媒体を郵送・持参**させている場合がある。
- **押印廃止**を徹底すべきである。

### 審査基準・資格についての主な意見（フロー②③関係）

- **入札参加資格審査の要件だけでなく、入札案件ごとの参加資格や仕様として要件を上乗せ**（県内に事業所があることや過度な実績など）する例が散見され、新規参入や域外参入を困難にして公正な競争を阻害している。

# 経済団体からの主な意見（入札参加資格審査手続）②

## 2. 対応案

### 申請項目・審査基準・資格についての主な意見（フロー①②③関係）

- 基本的な必要様式、記載内容を統一化し、地方公共団体が地域の実情に応じて追加書類のデータを徴求する仕組みを構築。
- 基本的な入札参加資格要件を共通化し、全地方公共団体に登録できる入札参加資格を国等が認定することや、全省庁統一資格をもって調達参加資格を付与すること、基本的な入札参加資格要件を共通化して国等が点数化し、地方公共団体ではその点数を活用して入札参加資格のランク付けを行うことが考えられる。
- 入札参加資格を地方公共団体ごとに設ける必要性・合理性など、そのあり方について再検討が必要ではないか。事業者にとっても地方公共団体にとっても、入札参加資格の申請・審査・管理業務に大きなコストを割くことは、限られたリソースに照らし適当でないのではないか。
- 地方自治が認められている趣旨に照らして、必要性・合理性に乏しい領域においては、国において統一的なルールや方策を定めるべき。
- 技術的助言としての標準項目等の通知には限界。法令において「従うべき基準」型や「標準」型の基準を設け、条例レベルから標準化を加速すべき。

### 申請方法についての主な意見（フロー①関係）

- 手続・様式を標準化するとともに、申請や書類提出をデジタル完結すべき。
- 都道府県単位の電子入札共同システムに域内の全地方公共団体が参加することにより、事業者が一括してデジタルで申請できるようにすべき。
- 厚生労働省の「食品衛生申請等システム」のように、国において地方公共団体への申請等に利用できる統一的な共通システムを整備し、標準化の加速、UI/UXの向上等を図るべき。
- 事業者がクラウド上に書類データや標準項目をアップロードしておき、地方公共団体が必要に応じてダウンロードする仕組みを構築。

## 3. 留意事項

- 事務手続が簡素化されることで、アウトサイダーが増加し地域の小規模事業者が入札から排除されかねない。著しい低価格での入札の増加を防ぐためにも、地元企業や地域貢献度についての考慮が必要。
- 地方公共団体の自治や主体性を活かすためには、地方公共団体ごとの評価や加点要素を残す等、柔軟に運用できることが重要。標準化すべき事項について精査が必要。
- 標準化は、複数の団体の入札に参加する中堅以上の事業者からの要望であり、中小・小規模事業者に裨益するものではない。

# 経済団体からの主な意見（その他調達関連手続）

## 案件情報等の公表方法について

- 既存の都道府県単位の電子入札共同システムにおいては、入札参加資格審査申請、入札、入札公告の閲覧等が可能となっているが、当該システムに参加していない地方公共団体がある。区域内の全ての地方公共団体が当該システムに参加すべき。
- 仕様書を窓口に取りに来させる場合もある。国の「調達ポータル」も参考に、調達情報や落札実績情報の検索、資格申請、入札、契約等の手続を一本化し、全ての手続をオンラインで可能なものとすべき。

## 入札の方法について

- 国の「調達ポータル」も参考に、調達情報や落札実績情報の検索、資格申請、入札、契約等の手続を一本化し、全ての手続をオンラインで可能なものとすべき。
- まずは全ての地方公共団体が電子入札に対応し、なおかつ都道府県単位などでの電子入札共同システムに域内の全ての地方公共団体が参加し、事業者が一括して申請できるようにすることを目指すべき。

## 契約の内容・方法について

- 同種・同類の案件についても、地方公共団体間はもちろん、部署や課によっても契約書・仕様書の条文が異なっている。
- 地方公共団体の基本的な契約内容・必要情報等は共通しているものの、標準化すべき部分と自治体の判断に委ねる部分の線引きに一定の留意は必要。
- 誓約書は、地方公共団体セキュリティ規則や個人情報保護規則の遵守を目的として、各担当者による署名や押印が必要となる場合が散見。
- 契約ごとに必要書類一式を紙で用意・押印した上で、契約を取り交わしている。紙による契約締結では、契約書、再委託申請書等の複数の書類に同一の契約件名等を記載することが必要で、かつ地方公共団体ごとに必要書類や記載箇所が異なる。
- 入札以降の契約・請求・支払等の手続は紙ベースで行われることが多く、電子契約の導入が進んでいない。押印廃止が徹底されていない。紙の契約書だと契約締結までに時間がかかる（押印、郵送等）ため、事業の開始が遅れてしまう。また、契約書の紙での管理も負担。民間では電子契約が浸透しつつあることから、地方公共団体においてもその導入を推進してほしい。

## 完了届、請求・支払の方法について

- 入札以降の契約・請求・支払等の手続は紙ベースで行われることが多い。
- 国・地方公共団体の調達関連手続については、「デジタル原則」に則り、入札参加資格審査申請や入札だけでなく、契約・請求・支払いなど手続のすべての段階を通して、デジタルで完結できることを目指すべき。

# 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目について

## 1. 地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知) (令和3年10月19日付総務省通知・要約)

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、各地方公共団体において活用されることを目的として、**地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目を取りまとめ、当該項目を掲げる様式の例を作成。**
- 標準項目を活用することは、**事業者の事務負担の軽減に資すること**はもとより、**地方公共団体にとっても、事業者の入札参加を容易なもの**とすることにより**最適な事業者の選定に寄与すること**や、これまで各地方公共団体が自ら対応していた項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されること等の効果が期待されることから、**標準項目等を積極的に活用するよう要請。**
- 併せて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現等の観点から、**競争入札参加資格審査申請の電子化・オンライン化について検討すること**や、競争入札参加資格審査申請書に加えて、**見積書や請求書等の支出根拠書類の押印の見直し等にも取り組むことを要請。**

## 2. 標準様式等の概要

- 国の様式に合わせて以下の3通りの標準様式を策定。

番号	標準様式の種類	添付書類
①	【 <b>建設工事</b> 】 標準様式	営業所一覧表、総合評定値通知書の写し、納税証明書、委任状
②	【 <b>測量・建設コンサルタント等</b> 】 標準様式	営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等、財務諸表類、納税証明書、委任状
③	【 <b>物品製造・役務の提供等</b> 】 標準様式	
その他	競争入札参加資格審査申請書 記載要領	

- 地方公共団体において、必要最低限独自に追加する項目がある場合には、「追加項目等一覧」を策定し公表する。
- 各地方公共団体における標準様式の項目のシステムへの反映に資するよう、「入力フォーム例」を策定。

# 様式1(共通様式)

01 新規 更新	02 受付番号※	04 法人番号	取得年月日 年 月 日
03 業種コード 業種コード	05 種別 業種コード	06 連絡組合 知照番号	番号

## 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

令和3年度において、(申請先地方公共団体)で行われる入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

(申請先地方公共団体首長)殿

07 本社(店)郵便番号	市区町村	町名番地
08 本社(店)住所	都道府県	
フリガナ		
09 商号又は名称	電話番号	
10 代表者役職		
フリガナ	セイ:	メイ:
11 代表者氏名	姓:	名:
12 本社(店)電話番号	セイ:	メイ:
13 担当者	部署名(所属名):	姓:
	氏名:	名:
14 担当者郵便番号	市区町村	町名番地
15 担当者住所	都道府県	
16 担当者電話番号	(内線番号)	
17 担当者メールアドレス	@	

### (18)代理申請時使用欄

18 申請代理人氏名	セイ:	メイ:	行政書士登録番号												
	姓:	名:													
郵便番号	都道府県	市区町村	町名番地												
住所															
電話番号															
メールアドレス		@													
19 外資状況	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1 外資なし</td> <td><input type="checkbox"/> 2 外国親会社</td> <td><input type="checkbox"/> 3 日本国親会社</td> <td><input type="checkbox"/> 4 日本国親会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[ 国名: ]</td> <td>[ 国名: ]</td> <td>[ 国名: ]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>( 外資比率: 100% )</td> <td>( 外資比率: % )</td> <td>( 外資比率: % )</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 1 外資なし	<input type="checkbox"/> 2 外国親会社	<input type="checkbox"/> 3 日本国親会社	<input type="checkbox"/> 4 日本国親会社		[ 国名: ]	[ 国名: ]	[ 国名: ]		( 外資比率: 100% )	( 外資比率: % )	( 外資比率: % )
<input type="checkbox"/> 1 外資なし	<input type="checkbox"/> 2 外国親会社	<input type="checkbox"/> 3 日本国親会社	<input type="checkbox"/> 4 日本国親会社												
	[ 国名: ]	[ 国名: ]	[ 国名: ]												
	( 外資比率: 100% )	( 外資比率: % )	( 外資比率: % )												
20 営業年数	年 (合併等後 年 月 日)	↑建設工事の競争入札参加資格申請において、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合に記載。													
21 常勤職員の数(人)	①技術職員	②事務職員	③その他の職員												
22 設立年月日(和暦)	年 月 日														
23 みなし大企業	<input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない													

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。





# 地方自治法に規定する契約の種類

- 地方自治法第234条の規定により、地方公共団体の契約の方法は、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約、④せり売りの方法によることとされている。
- また、機会均等、公正性、競争性、経済性及び透明性の観点から、同条第2項の規定により、契約の方法は、①一般競争入札によることが原則とされ、政令（地方自治法施行令）で定める場合に該当するときに限り、②指名競争入札、③随意契約、④せり売りの方法によることができることとされている。

## (1) 一般競争入札

- ・ 不特定多数人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方式

【例外】（最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる制度）

- ① 低入札価格調査制度（令第167条の10①） ② 最低制限価格制度（令第167条の10②） ③ 総合評価一般競争入札（令第167条の10の2）

## (2) 指名競争入札

- ・ 地方公共団体が資力、能力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争をさせ、その中から相手方を決定する方式

【指名競争入札の方法によることができる場合】（令第167条）

- ① 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない ② 競争に力味あるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数 ③ 一般競争入札に付することが不利

## (3) 随意契約

- ・ 競争の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法

【随意契約の方法によることができる場合】（令第167条の2①）

- ① 予定価格が少額の場合 ② 性質又は目的が競争入札に適しない場合 ③ 障害者支援施設等から物品等の購入等を行う場合 ④ 新商品として生産される物品を買い入れる場合 ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 ⑥ 競争入札に付することが不利と認める場合 ⑦ 時価に比し著しく有利な価格で契約を締結できる場合 ⑧ 競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 ⑨ 落札者が契約を締結しない場合

## (4) せり売り

- ・ 買受者が口頭（挙動）をもって価格の競争をするもの。動産の売払いで、当該契約の性質がせり売りに適している場合に認められる。 9

# 調達関連手続の規定レベル

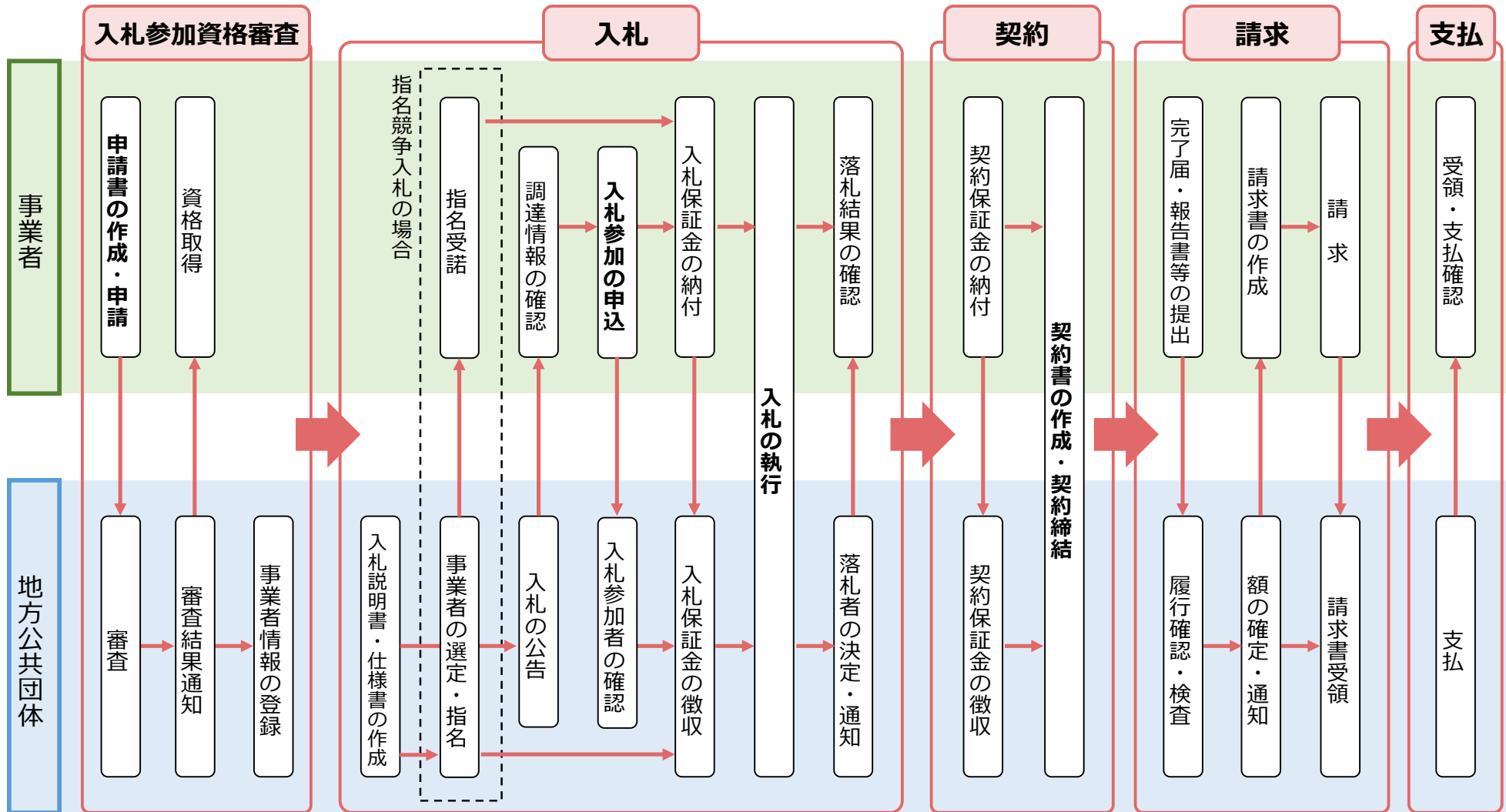
	契約総則	種類別の契約手続			支出手続	
		一般競争入札	指名競争入札	随意契約		
国	<b>法律</b> (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約手続の種類</li> <li>一般競争入札原則</li> <li>最低価格落札等原則</li> <li>入札保証金</li> <li>契約書作成の成立手続</li> <li>契約の履行確保</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>支出負担行為</li> <li>支出命令</li> <li>支出方法の種類</li> <li>小切手の振出し、公金振替書の交付</li> </ul>
	<b>政令</b> (地方自治法施行令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督・検査の方法</li> <li>契約保証金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者の資格要件</li> <li>資格要件等の公告</li> <li>入札保証金</li> <li>開札手続</li> <li>落札者の決定方法（総合評価一般競争入札等）</li> </ul>	※固有の規定 ・指名競争入札の要件 ・指名の手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約の要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令の要件</li> <li>各支出方法を使うことのできる経費、各手続</li> <li>小切手の振出しの方法、償還等</li> </ul>
	<b>省令</b> (地方自治法施行規則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子契約による契約書作成の場合の手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価競争入札における落札者決定基準の聴聞の要件</li> </ul>	※固有の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約の要件、認定手続の細目</li> </ul>	
地方公共団体	<b>条例</b> (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の議決に付すべき契約の設定</li> </ul>				
	<b>規則</b> (例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書の必須記載事項</li> <li>契約書の作成を省略可能とする要件</li> <li>契約保証金の率</li> <li>請書</li> <li>部分払・前金払</li> <li>契約解除権</li> <li>監督・検査の職務</li> <li>検査調書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格審査（競争入札参加資格審査申請書）等</li> <li>入札の公告</li> <li>入札保証金</li> <li>予定価格の決定</li> <li>最低制限価格の決定</li> <li>入札の無効事由</li> <li>入札結果の通知</li> <li>入札経過調書の作成</li> </ul>	※固有の規定 ・指名基準 ・指名者数の要件 ・指名競争入札通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約によることのできる契約額の範囲の決定</li> <li>見積書の徴取</li> <li>見積経過調書の作成</li> <li>随意契約の内容等の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令の手続</li> <li>会計管理者の支払事務取扱日及び時間</li> <li>請求書の内訳、契印</li> <li>支払通知</li> <li>資金決済の手続</li> <li>各支出方法を使うことのできる経費、各手続</li> <li>小切手の振出しの細目</li> </ul>

# 地方財務会計制度関連法規の規定レベル

		予算	契約	長期継続契約	公金管理	公有財産
国	<b>法律</b> (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度独立の原則</li> <li>・総計予算主義</li> <li>・予算の内容・調製・議決</li> <li>・補正予算、暫定予算等</li> <li>・予算執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約手続の種類</li> <li>・一般競争入札原則</li> <li>・最低価格落札等原則</li> <li>・入札保証金</li> <li>・契約書作成の成立手続</li> </ul>	長期継続契約の種類 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気・ガス・水道・電気通信役務等</li> <li>・政令で定める契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入・支出手続</li> <li>・公金の私人取扱いの原則禁止</li> <li>・指定金融機関</li> <li>・歳入歳出外現金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有財産の範囲</li> <li>・行政財産の私権設定原則禁止、貸付可事由</li> <li>・普通財産の無償貸付けの条例等</li> </ul>
	<b>政令</b> (地方自治法施行令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度区分の基準</li> <li>・予算に関する説明書</li> <li>・歳入歳出予算の款項区分</li> <li>・予算執行の目節区分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札手続(資格要件、入札・落札決定、総合評価、最低制限価格等)</li> <li>・指名競争入札・随意契約の要件・手続</li> </ul>	物品借入れ・役務提供の契約で、翌年度以降も契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすもので条例に委任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入・支出手続</li> <li>・使用料等、税の収納事務の私人取扱い</li> <li>・指定金融機関の指定等</li> <li>・歳入歳出外現金の定義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産貸付け可事由の細則</li> </ul>
	<b>省令</b> (地方自治法施行規則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算調製の様式</li> <li>・款項目節の区分基準</li> <li>・決算調製の様式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子契約による契約書作成の場合の手続</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他法令以外の歳入歳出外現金の種類</li> </ul>	
地方公共団体	<b>条例</b>			長期継続契約の対象契約 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器のリース契約</li> <li>・庁舎管理契約</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通財産の無償貸付けができる場合</li> </ul>
	<b>規則</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成手続</li> <li>・予算執行計画、配当手続</li> <li>・予算流用手続</li> <li>・会計管理者への通知等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札手続</li> <li>・予定価格の決定方法</li> <li>・契約書の作成、契約締結・解除手続</li> <li>・契約保証金</li> </ul>	※条例からの委任で細則を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入・支出手続の細則</li> <li>・指定金融機関との関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得・廃止手続の細則</li> <li>・用途変更手続</li> <li>・管理方法の細則</li> </ul>

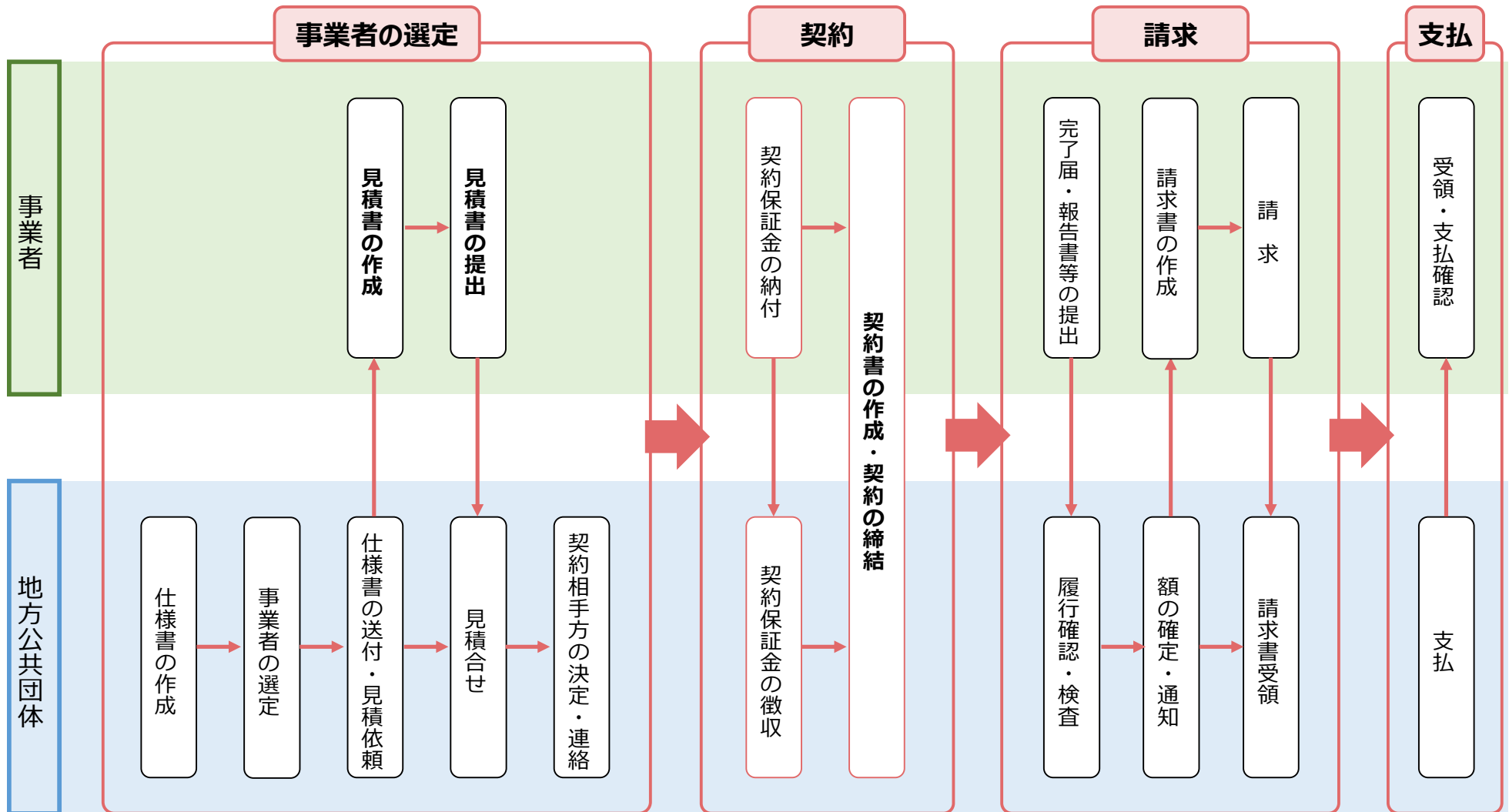
# 調達に関する一連の手続のフロー①（競争入札）

- 地方公共団体の競争入札による調達の一連の手続は、入札参加資格審査、入札、契約、請求、支払から構成。
- 入札参加資格審査申請、入札、契約締結、請求等の各手続において、地方公共団体と事業者との間で事務が処理されることとなるが、その具体的実施方法や様式については、地方公共団体ごとに異なっている状況。



## 調達に関する一連の手続のフロー②（随意契約）

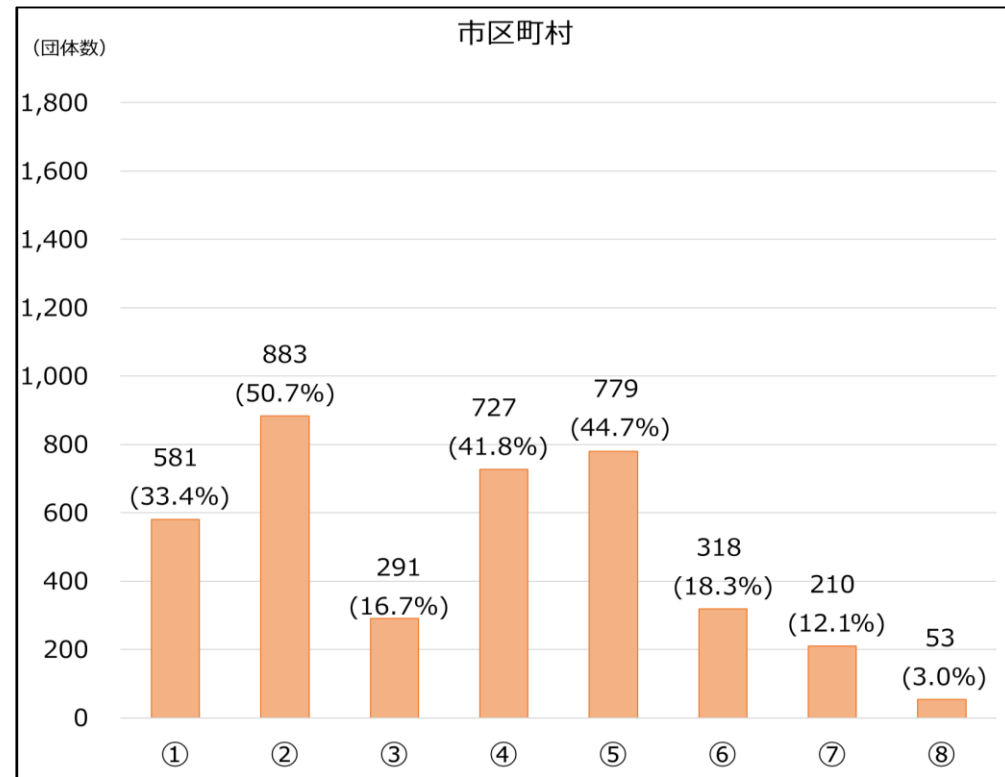
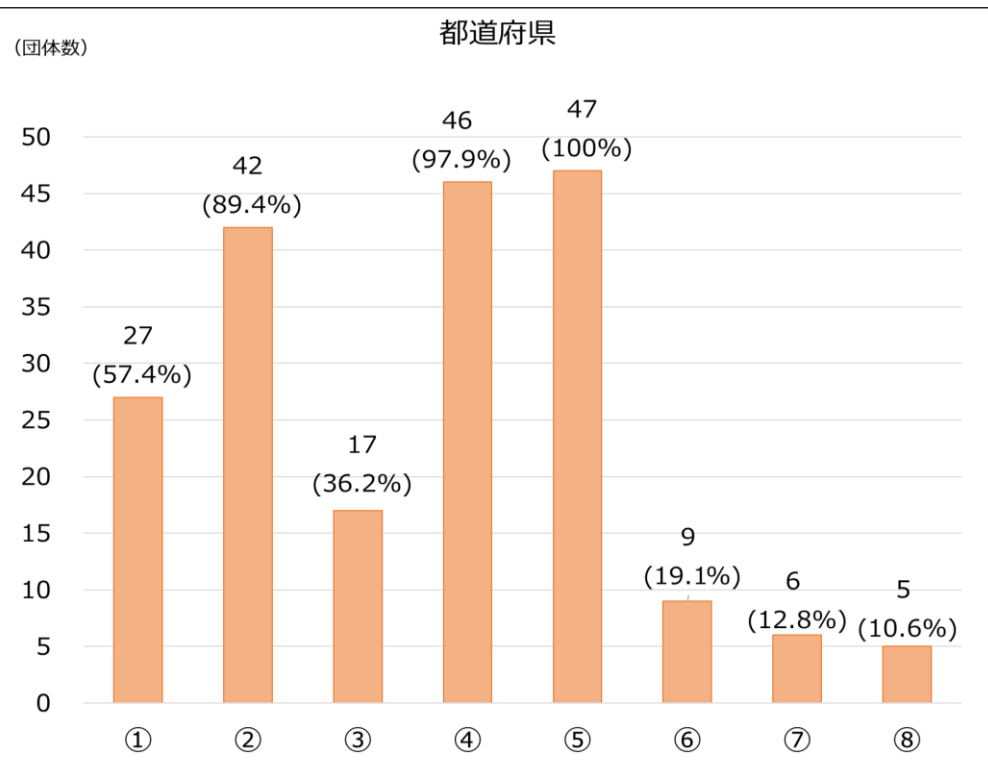
- 地方公共団体の随意契約による調達の一連の手続は、事業者の選定、契約、請求、支払から構成。
- 見積書の提出、契約締結、請求等の各手続において、地方公共団体と事業者との間で事務が処理されることとなるが、競争入札と同様に、その具体的実施方法や様式については、地方公共団体ごとに異なっている状況。



# 調達関連手続の電子化・オンライン化の状況①

- 調達関連手続（建設工事）に係るシステムの構築は、都道府県においては、②事業者登録（89.4%）、④案件情報公開（97.9%）、⑤電子入札（100%）について進んでいる一方で、①入札参加資格審査（57.4%）や、⑥契約書の管理（19.1%）等に関するシステムについては十分に進んでいない。
- また、市区町村においては、いずれのシステムについても構築が十分に進んでいない。
- ※ なお、経済団体からのヒアリングにおいては、一連の調達関連手続について、共通システムやポータルサイト等を通じて行うことができるよう求める声があったところ。

【調達関連手続に係るシステム構築の状況（建設工事）】 ※ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果（令和4年12月総務省）を基に作成



## 【凡例】

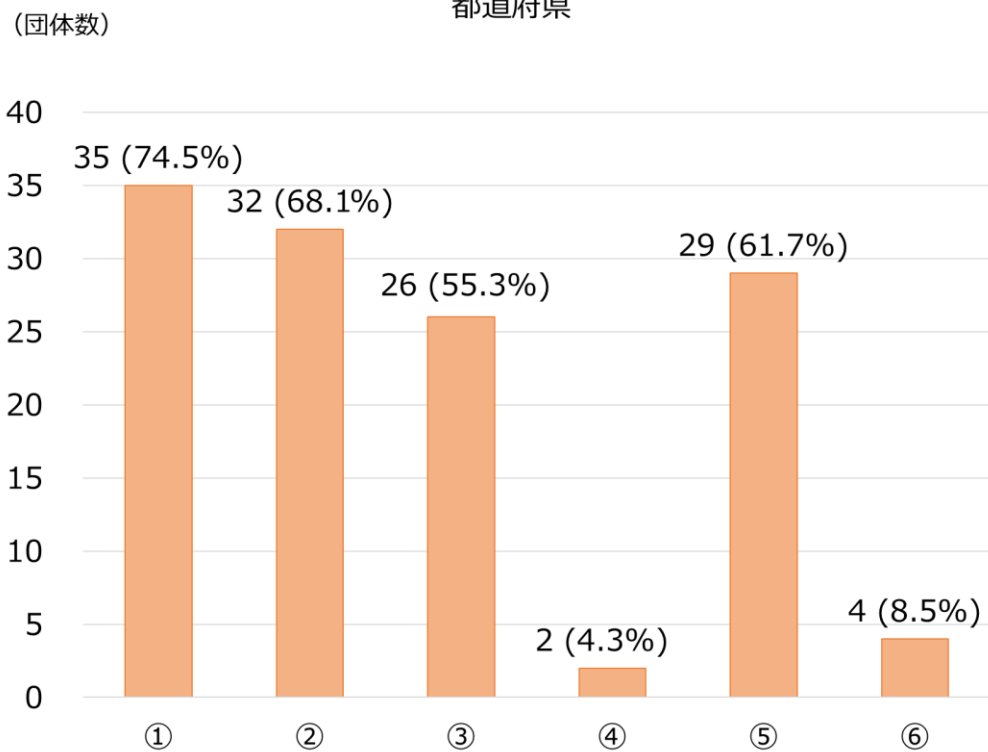
- ① 入札参加資格審査システム等
- ② 事業者登録システム等
- ③ 見積書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
- ④ 案件情報公開システム等
- ⑤ 電子入札システム
- ⑥ 契約書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
- ⑦ 請求書の管理、支払管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
- ⑧ その他（例：財務会計システム、土木設計積算システム、建設情報共有システム、電子納品保管管理システム等）

# 調達関連手続の電子化・オンライン化の状況②

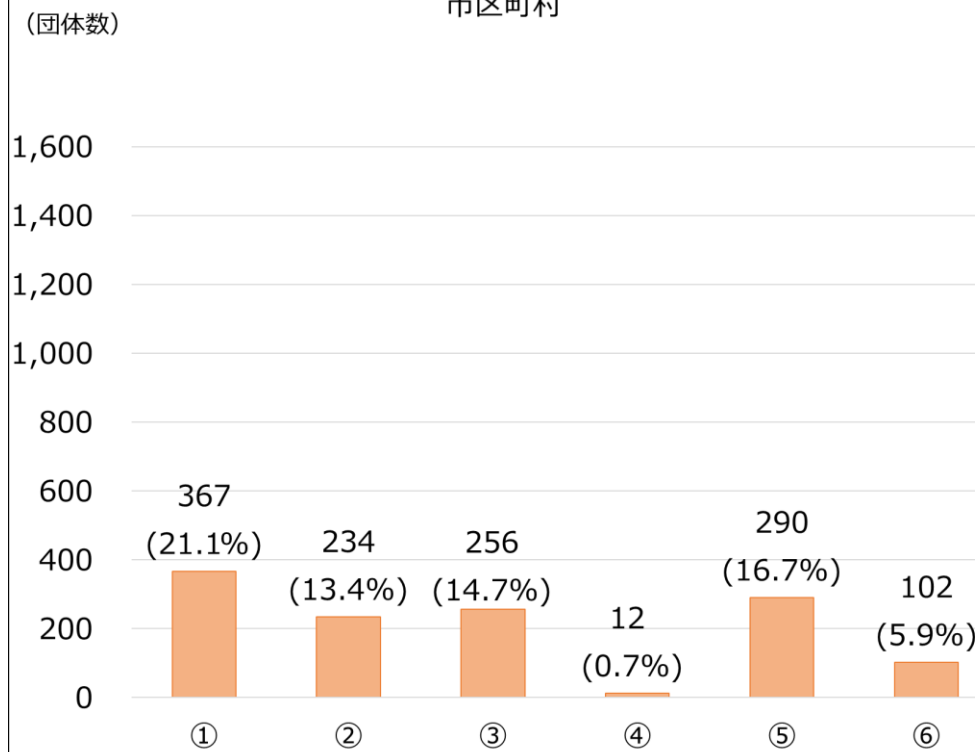
- 地方公共団体の調達関連手続のうち、④契約の締結 については、法令上、書面で手続を行う場合に記名押印が必要とされている。契約内容を記録した電磁的記録を作成して電子署名を講ずる場合には、記名押印は不要となるが、契約の締結において押印を見直した（電子契約を導入した）地方公共団体は、都道府県・市区町村ともに少数に留まっている。
- その他の手続については、法令上、記名押印について規定されていないところ、都道府県においては、①入札参加資格審査申請、②見積書等の提出、③入札、⑤請求書の提出に係る押印の見直しが進められてきているが、市区町村においては、いずれ手続についても押印の見直しが十分に進んでいない。

【調達関連手続に係る押印の見直しの状況（建設工事）】 ※ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果（令和4年12月総務省）を基に作成

都道府県



市区町村



【凡例】

- ① 入札参加資格審査申請（申請様式や必要書類）
- ② 見積書の提出（見積書等）
- ③ 入札（入札書等）
- ④ 契約の締結（契約書等）
- ⑤ 請求書の提出（請求書等）
- ⑥ その他



# 事務処理要領の例（住民基本台帳事務処理要領）①

## ○ 住民基本台帳事務処理要領について

（昭和42年10月4日 法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）

住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令の施行に合わせて、住民基本台帳の事務処理の詳細について定めて地方公共団体に通知したものの、事務処理要領の一部を改正する場合には、地方自治法の規定に基づく技術的な助言として通知。

### 住民基本台帳法

（住民基本台帳の備付け）

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。

（住民基本台帳の作成）

第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。

3 市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

### 住民基本台帳事務処理要領

第2 住民基本台帳

1 住民票

(1) 様式及び規格

ア 住民票（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製される住民票を除く。以下このア及びイにおいて同じ。）の様式は、法定されていないから、市町村において住民の利便を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫されたい。なお、住民票は、原則として、個人又は世帯につき一葉とされることが望ましいが、法第7条第1号から第8号の2まで及び第13号に規定する事項（氏に変更があつた者にあつては法第7条第1号から第8号の2まで及び第13号に規定する事項並びに住民票に記載をされている旧氏、外国人住民にあつては法第7条第1号から第4号、第7号から第8号の2まで及び第13号に規定する事項、通称、通称の記載及び削除に関する事項、国籍・地域、外国人住民となつた年月日並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項。以下「基本事項」という。）と法第7条第9号から第11号の2までに規定する事項（外国人住民にあつては法第7条第10号から第11号の2までに規定する事項。以下「個別事項」という。）とをそれぞれ別葉にする等複葉とすることも、それが統合管理されているものである限り、差し支えないものであること。  
参考までに、基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、おおむね、次のとおりである。

（様式例・注略）

イ 住民票の規格は、法定されていないが、個人票は日本標準規格（紙の仕上寸法）で定めるA6判（105mm×148mm）以上A5判（148mm×210mm）以内が、その利用上および管理上適当である。

なお、住民票の紙質は、その写しの作成方法との関連を考慮しつつ、できるだけ丈夫なものとする。

ウ 法第6条第3項の規定により住民票を磁気ディスクをもって調製する市町村における、当該住民票の仕様及び当該磁気ディスクの規格についても、特に法定されていないので、市町村において、事務処理の合理化の観点から適当なものとする。

エ 市町村長は、事務処理の合理化を図る見地より住民票の様式若しくは規格又は住民票の仕様等を変更しようとする場合には、全部の住民票を一斉に改製することなく、新たに作成する住民票より逐次変更する取扱いとすることも差し支えない。

# 事務処理要領の例（住民基本台帳事務処理要領）②

## 住民基本台帳法

- 八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十の二 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十の三 介護保険の被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条の規定による介護保険の被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十八条の三及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十一 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十一の二 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの
- 十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

## 住民基本台帳事務処理要領

(2) 記載事項（法第7条、法第30条の45）

(注) 日本の国籍を有する者については、国籍・地域(ト)、外国人住民となった年月日(ケ)、法第30条の45の表の下欄に掲げる事項(ニ)、通称(ヌ)並びに通称の記載及び削除に関する事項(ネ)は記載事項とならない。また、外国人住民については、戸籍の表示(オ)、住民となった年月日(カ)、選挙人名簿に登録されている旨(シ)及び旧氏(テ)は記載事項とならない。

ア 氏名（法第7条第1号）

日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている氏名を記載（字体も同一にする。）する。世帯票の場合には、氏を同じくする世帯員が数人いる場合であっても、氏を省略することなく氏名を記載する。本籍のない者又は本籍の不明な者については、日常使用している氏名を記載する。

外国人住民のうち、中長期在留者等については、在留カード等に記載されている氏名を記載する。

なお、出入国港において在留カードを交付されなかった中長期在留者にあつては、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券のローマ字表記の氏名を記載する。

出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者については、出生届、国籍喪失届又は国籍喪失報告に付記されているローマ字表記の氏名を記載する。ただし、これら戸籍の届出書等にローマ字表記の氏名の付記がない場合、住民票の氏名については同届出書等に記載されたカタカナ又は漢字による表記の氏名を記載する。なお、これら経過滞在者が後日在留資格を取得した等として、出入国在留管理庁長官からの通知がなされた場合において、同通知上の氏名が異なっているときは、同通知に基づき氏名の記載を修正する。

非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合には、これを備考として記入することが適当である。

世帯票の場合における世帯員の記載順序は、次によることが適当であり、転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載する。

(以下略)